

○河北郡市広域事務組合技能及び労務職員の給与に関する規則

制定 平成16年3月1日 規則第8号  
改正 平成20年4月1日 規則第3号  
令和5年4月1日 規則第5号

(趣旨)

**第1条** この規則は、津幡町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年津幡町条例第27号。）附則第6項の規定の準用により、単純な労務に雇用される職員（以下「技能及び労務職員」という。）の範囲及びこれらの者に適用する給料表等並びに給与の支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則の準用)

**第2条** 技能及び労務職員の給与に関する取扱い等については、津幡町技能及び労務職員の給与に関する規則（昭和36年津幡町規則第2号）の規定を準用する。

**附 則**

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

**附 則**（平成20年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和5年4月1日規則第5号）

(施行期日)

**第1条** この規則は、公布の日から施行する。

(定義)

**第2条** この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(経過措置)

**第3条** 暫定再任用職員の給料月額を、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後のこの規則第2条の規定により準用する津幡町技能及び労務職員の給与に関する規則第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

**2** 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項

に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後のこの規則第2条の規定により準用する津幡町技能及び労務職員の給与に関する規則第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。